平成 20 年 12 月４日

各　位

会 社 名　新輝合成株式会社
代表者名　代表取締役社長　山下　陽子
（JASDAQ・コード：7929）
問合せ先　取締役管理部長　久保田　政光
電話番号　048－556－6161

当社の完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月４日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（１）変更の理由」において定義します。）の全部の取得について、平成 20 年 12 月 25 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本定款一部変更等の結果、当社株式に係る株券は株式会社ジャスダック証券取引所（以下「本金融商品取引所」という。）の株券上場廃止基準第２条第１項第 17 号に該当することになりますので、当社株式に係る株券は平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年１月 25 日（実質上平成 21 年１月 23 日まで）までの間整理銘柄に指定された後、平成 21 年１月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社株式に係る株券を本金融商品取引所において取引をすることはできません。

記

Ⅰ．当社の定款の一部変更

１．定款の一部変更①

（１）変更の理由

平成 20 年 10 月 17 日付当社プレスリリース「Blue River 株式会社による当社株式の公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、Blue River 株式会社（以下「Blue River」といいます。）は、平成 20 年９月２日から当社普通株式に対し公開買付けを行い、平成 20 年 10 月 22 日（決済日）をもって、当社普通株式 2,077,000 株（議決権を行使することができる株主の議決権の数 7,666 個（平成 20 年６月 30 日現在）に対する所有割合：27.09%）を保有し、Blue River 及び当社の代表

取締役を兼務し、当社の第二位株主である山下陽子氏、第三位株主である山下勝司氏、第四位株主である山下鶴夫氏（以下「創業家一族」といいます。）の保有分と併せて98.81％を保有するに至っております。

当社を取り巻く経営環境は、いわゆる「バブル」崩壊により市場の安売りブームが到来し、中国製品等の安価な輸入品の流入により外国の製品との価格競争が激化したことに加え、消費者の生活備品の買い控え傾向が進む等、厳しいものへと変化してきました。また、ここ数年、ナフサ等の原料価格の高騰によって、製造コストが著しく増加するとともに、燃料・輸送費等の値上がりによって、物流コストが著しく増加しております。これらを含む様々な経営環境の急激な悪化に起因して、近時の経営状態は極めて厳しい状況におかれております。

特に、製造コストの高騰が利益に与える影響は甚大であり、年間億単位の利益が減少しております。加えて、ナフサ等の原料価格の度重なる値上げに象徴される原材料価格の先行きは、投機対象となった重油価格の不安定さ、原料そのものの生産量、及び新興国の動向が予測できないことによって不透明感が増しております。したがって、今後も原材料価格の高騰に伴う原価率の上昇に起因して利益が一層減少する可能性は否定できません。

当社の代表取締役社長である山下陽子氏は、このような厳しい状況下において、当社が長期的な視点に立って当社の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、「プラスチックの可能性を生かした皆様に愛される製品作りを目指し、また、生活のあらゆる場面に貢献できる高品質な製品を開発・製作しリーズナブルに販売する」という当社の事業方針を維持するためには、大規模かつ迅速なコスト削減と製品の品質向上が必要不可欠な経営課題であると認識し、抜本的な改革が必要との結論に至りました。

なお、当社は、平成３年に株式を日本証券業協会に店頭登録（平成 16 年 12 月、ジャスダック証券取引所に株式を上場）し、資本市場からの資金調達、ステータス・知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきました。しかしながら、近年、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度を初めとする資本市場に対する規制が強化されていることに伴って、株式の上場を維持するためのコスト（株主管理コスト、株主総会開催コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等）が増大しております。かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、当社の利益創出の足かせになる可能性は否めません。

以上をふまえ、当社では、平成 20 年９月２日付意見表明報告書記載のとおり、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により当社を非上場化することに賛同の意見表明をいたしました。

① 当社定款の一部を変更し、Ａ種種類株式を発行する旨の定めを新設する。

② 上記①による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会

の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する。

③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）を有する株主（但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、Blue River 及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する当社Ａ種種類株式が 1 株未満の端数となるように、当社Ａ種種類株式を交付することにより、Blue River 及び創業家一族のみが当社の株主となるようにする予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社Ａ種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社Ａ種種類株式を Blue River に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社Ａ種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主に対し、その保有する当社全部取得条項付普通株式数に 400 円（Blue River が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額を交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本変更は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。また、Ａ種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款第８条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同第 8 条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本変更に係る定款変更は、本変更が承認可決された時点で、その効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は16,800,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は16,800,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は16,000,000株、Ａ種種類株式の発行可能種類株式総数は800,000株とする。
（新　　設）	（Ａ種種類株式） 第６条の２　当会社の残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

現行定款	変更案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 （単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は1,000株とする。 ２．（条文省略） （新　　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、全ての種類の株式に係る株券を発行する。 （単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の普通株式の単元株式数は1,000株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は１株とする。 ２．（現行どおり） （種類株主総会） 第17条の２ １．第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第16条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３．第16条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

２．定款の一部変更②

（１）変更の理由

本変更は、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（１）変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社を非上場化するために、本定款一部変更等のうち②として、「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、更に第６条の３を新設するものであります。本変更が承認され、本変更による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等の③)、取得対価は、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」の定款変更により設けられる当社Ａ種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式１株につき交付する当社Ａ種種類株式の数は、Blue River 及び創

業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社Ａ種種類株式の数が１株未満の端数となるように、１／127,445 株としております。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりでありますが、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、本変更による定款変更は、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」のご承認が得られること及び普通株主様による種類株主総会において本変更の追加変更案と同内容の変更案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 21 年２月９日にその効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

「１．定款の一部変更①」の「（２）変更の内容」による変更後の定款	追加変更案
（新　　設）	（全部取得条項） 第６条の３　当会社が発行する普通株式は、当会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、当会社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につきＡ種種類株式を１／127,445 株の割合をもって交付する。

Ⅱ．当社の全部取得条項付普通株式の取得

（１）取得の理由

本取得は、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（１）変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条並びに上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」及び「Ⅰ．当社の定款の一部変更　２．定款の一部変更②（２）変更の内容」による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主に対し、上記「Ⅰ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」による変更後の定款により設けられる当社Ａ種種類株式を交付するものであります。

本取得が承認された場合、Blue River 及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主

に対して交付される当社Ａ種種類株式の数は、１株未満となる予定です。１株未満の端数は会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり処理され、最終的には現金が交付されることにより、Blue River 及び創業家一族のみが当社の株主となります。

当社では、本取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に割当てられることとなるＡ種種類株式のうち１株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）については、会社法第 234 条第２項に基づく裁判所の許可を得た上で、Blue River に対して売却すること、又は会社法第 234 条第４項の規定に基づき裁判所の許可を得た上で、当社が買取ることを予定しております。この場合の当社Ａ種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主に対し、その保有する当社全部取得条項付普通株式数に 400 円（Blue River が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額を交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（２）取得の内容

本取得の内容は以下のとおりであります。

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに「Ｉ．当社の定款の一部変更　１．定款の一部変更①（２）変更の内容」及び「Ｉ．当社の定款の一部変更　２．定款の一部変更②（２）変更の内容」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記「②取得日」において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき、当社Ａ種種類株式を１／127,445 株の割合をもって交付します。

② 取得日

平成 21 年２月９日といたします。

③ その他

本取得に定める全部取得条項付普通株式の取得は、上記「Ｉ．当社の定款の一部変更　２．定款の一部変更②（２）変更の内容」の定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

Ⅲ．本定款一部変更等の日程の概要

平成 20 年 12 月　４日	取締役会決議
平成 20 年 12 月 25 日	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会 定款の一部変更①の効力発生日
平成 20 年 12 月 26 日	整理銘柄への指定（予定）
平成 21 年　１月 23 日	当社普通株式にかかる株券の最終売買日（予定）
平成 21 年　１月 26 日	当社普通株式にかかる株券の上場廃止日（予定）
平成 21 年　２月　８日	全部取得のための基準日
平成 21 年　２月　９日	定款の一部変更②の効力発生日 当社による当社全部取得条項付普通株式の取得日及びＡ種種類株式交付日

以上